

平成 29 年 1 月 8 日 (改訂版)

箕谷少年野球部保護者様

箕谷少年野球部長

スポーツ安全保険について

スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険を一括して契約した保障制度です。野球部活動中も含め送迎中の事故、他人にけがをさせた等も含みます。(※契約先；公益財団法人スポーツ安全協会 事故対応；東京海上日動)

当部は、保険だけではカバーできない部分を補償するため、部費の中から一定額を積み立て事故があった時に支出するよう準備していましたが、今回下記のとおり変更します。

1 現状

(1) 選手「A1」800 円／年 野球部の活動中(自宅⇒集合離散場所⇒グラウンド)の事故で

① 急激で偶然な外来の事故により被った傷害、死亡、入院、手術、通院。熱中症含

② 他人にけがをさせた、他人の物を壊した。③突然死葬祭費用

入院通院とも医療費の実費ではなく 1 日当たりの定額保険金が支払われます。治療費の多少にかかわらず入院 4000 円/1 日、通院 1500 円/1 日 (野球肩、野球肘、成長痛等は含まない。個人で遊んでいた場合は非該当) ※詳細は各自でHP確認してください。

(2) コーチ「AC」1300 円／年 子供への指導・審判(自身のスポーツ活動は保障されない)

2 保険会計及び支給実績、支給基準

(1) 過去の事例や発生件数が少ないことや「スポーツ安全保険」の範囲を上回る事故、ケガに対し乗せをする額や程度の判断は難しい。

(2) スポーツ保険は「野球肘、野球肩、成長痛は含まない」としている。自主保険で見るという考え方もあるが、支給範囲、支給基準の設定は難しい。

3 保険会計について

(1) 現在のスポーツ安全保険を上回るけがに対する補償は、各家庭で判断し独自で加入して下さい。(自主保険の積立金は 20 万円を目途に留保)

(2) 指導に当たっている顧問・技術コーチは、父兄の負担で保険加入。28 年 4 月から適用

(3) 保護者については、部員 1 名当たり 1 名加入とする。A2 ランクとして 2 人目の加入は自己負担金を徴収し加入(任意) 28 年 4 月から適用

4 実施時期

平成 28 年 4 月

5 事故やけがをした時の申請方法

事故発生後、各副部長に申し出てください。(従前と変わっていません)